

## 災害関連緊急地すべり対策事業（継続）

【54（54）百万円】

### 対策のポイント

地すべり活動が活発となり、緊急的な対策が必要な場合に地すべり防止工事を実施します。

（災害を巡る現状）

- ・ 我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・ 農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、地すべりが活発になることにより災害の危険性が増大する等経済上、民生安定上放置しがたい場合には、災害復旧工事に先行して緊急的な地すべり防止工事の実施が求められています。

### 政策目標

緊急的な地すべり防止工事の実施により、地すべり災害発生回避

< 内容 >

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区域のうち、当該年の降雨、地震等により地すべりが発生又は拡大したことによって、緊急に地すべり防止工事が必要となった場合に地すべり防止工事（排水施設、擁壁、土留工等）を実施します。

< 事業実施主体等 >

- 1．事業実施主体 都道府県
- 2．補助率 渓流工事：2 / 3、その他工事：1 / 2
- 3．事業実施期間 昭和58年度～

[ 担当課：農村振興局整備部防災課（03 - 6744 - 2211（直）） ]